

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、地域の納税組合を通じて、組合長だった父親が家族の分をまとめて納付していた。母と妻が納付済みになっているのに、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父及び母は、いずれも60歳到達により資格喪失するまで、保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の直前4年間の国民年金保険料を納付している上、申立期間以後も、20年以上にわたり保険料をすべて納付している。

さらに、当該期間は12か月と短期間であるとともに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、当該期間に近い昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付した記録が確認でき、未納期間の解消に努めていたこともうかがえる。

2 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父は他界しており、申立人自身は保険料納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、当該期間は72か月に及んでおり、このような長期間にわたり行政機関が記録管理を誤ったとは考え難い。

さらに、当該期間について、申立人の妻は納付済みとなっているが、その妻の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月に払い出され、翌12月に当該期間の保険料を特例納付により納付したことが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びその妻が所持する国民年金保険料領収書により確認できるとともに、申立人からは、当該期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したとする主張も無いことから、その妻の納付状況から申立人が当該期間の保険料を納付したことを推認するのは困難である。

このほか、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和19年2月1日から20年8月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額については、19年2月から同年11月までは30円、同年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から同年8月1日まで  
② 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

私は、A社C所に昭和18年4月に入社後、研修期間を経て、同年8月1日から終戦まで、同社B所D工場に勤務していた。社会保険事務所（当時）の回答によれば、私がA社において被保険者となっていた期間は確認できないと言われたが、間違いなく同社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人はA社B所D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務内容、業務形態だったとする元同僚は、「申立人と同じ班で、一緒に勤務していた。」との証言をしている。

さらに、同時期に入社し同職種で、終戦まで一緒に勤務していたとする元同僚の提出した給与明細書では、申立期間②のうち、昭和19年2月分から20年7月分までの厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められることから、申立人は、申立期間②のうち、昭和19年2月1日から20年8月15日までA社B所D工場に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を

給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の提出した給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から同年11月までは30円、同年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B所は、昭和19年4月1日に適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所としての記録が無いものの、当時の労働者年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②のうち、昭和19年4月1日までの期間において、適用事業所としての要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月1日から20年8月15日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は廃止されており、当時の事業主にこれを確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間②のうち、昭和18年8月1日から19年2月1日までの期間については、申立人の複数の元同僚の証言から、申立人が、A社B所D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の元同僚から提出された給与明細書においては、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、A社C所に勤務していたと述べているところ、申立人が卒業した小学校が保管している修了者名簿を確認したところ、申立人が、当該小学校を卒業後、A社B所D工場に就職したことが記載されており、当時の元同僚は、「入社当時は、まだ工場は完成しておらず、全員、最初は小学校で研修を受け、その後Eや、Fで実地研修を受けていた。」と証言し

ていることから、申立人は、当該期間において同社同所D工場に在籍はしていたが、研修期間として同社C所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、当該同僚から、当該期間における厚生年金保険の加入及び保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年2月1日から20年8月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額については、19年2月から同年11月までは30円、同年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

私は、A社B所D工場で昭和18年8月1日から終戦の20年8月15日までC職として勤務した。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する青年学校手帳及び複数の元同僚の証言から、申立人はA社B所D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の、給与袋や給与明細書の記載内容の記憶は、申立人と同時期に入社し同職種で、終戦まで一緒に勤務していたとする元同僚の提出した給与明細書の記載内容とほぼ一致している上、当該給与明細書では、申立期間のうち、昭和19年2月分から20年7月分までの厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められることから、申立人は、申立期間のうち、昭和19年2月1日から20年8月15日までA社B所D工場に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の提出した給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から同年11月までは30円、同

年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B所は、昭和19年4月1日に適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所としての記録が無いものの、当時の労働者年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和19年4月1日までの期間において、適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月1日から20年8月15日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は廃止されており、当時の事業主にこれを確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年2月1日までの期間については、申立人の所持する青年学校手帳から、申立人がA社B所D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の元同僚から提出された給与明細書において、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成6年10月から7年9月までは47万円、同年10月から8年3月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年4月16日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額は9万2,000円とされているが、当時の給料は50万円ぐらいであったと思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年9月までは47万円、同年10月から8年3月までは50万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年4月16日以降の同年4月24日付けで、申立人の申立期間のすべてにおいて、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の取締役を平成6年12月31日に退任しているが、退任登記は10年11月20日にされていることが確認でき、遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理が行われた8年4月24日には役員であったことが推認できる。しかし、申立人は、「当時、B担当の取締役としてC支店に勤務しており、社会保険に関して全く関わりはなく、その権限も無かった。」としている。

さらに、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険関係事務は、代表取締役の確認の下、自分が行っていた。」と証言している上、元監査役は、「申立人は、申立期間当時、C支店にB担当で勤務し、社会保険事務とは無関係であり、標準報酬月額をさかのぼって訂正

する権限も無かったと思う。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額そきゅうの記録の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年10月から7年9月までは47万円、同年10月から8年3月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円、34万円、38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、平成12年1月から同年12月までは34万円、13年1月は30万円、同年2月から同年9月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年10月1日まで

厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、実際の給与支給額と大きく違っている。給与明細書で確認すると、平成12年12月は34万円、13年1月は38万円の標準報酬月額で計算された厚生年金保険料が控除されている。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに賦課資料（所得照会書）の社会保険料控除額から、申立期間のうち平成12年1月から同年12月までは34万円、13年1月は30万円、同年2月から同年9月までは38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

厚生年金の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。給料が下がったことはなかったため、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 2 月から 12 年 3 月までは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった同年 6 月 21 日以降の同年 6 月 29 日付けで、11 年 2 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円に、12 年 7 月 3 日付けで、11 年 10 月から 12 年 3 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円にと 2 回にわたって遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されている。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立期間当時取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員が、「申立人は、現場管理の仕事をしていて、経営には直接関わっていなかった。社会保険の手続には一切関与していない。」旨述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の記録の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

## 栃木国民年金 事案 706

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで  
申立期間当時はA業を営んでおり、市の公共工事を請け負っていたので、入札参加資格を得るため、国民年金保険料はきちんと納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の手續に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとするその元妻から証言が得られないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、その元妻も当該期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、「市の公共工事の入札参加資格を得るため、国民年金保険料はきちんと納付していた。」と主張しているが、当該市における公共事業の入札参加資格の審査において、国民年金保険料の納付状況を審査することは無く、保険料の納付状況を確認することは無いとしており、事実、当該市が保管している国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

平成15年3月から5月ごろに、A役場で転入手続をした際、同時に国民年金に加入し、保険料については、学生納付特例制度による免除の申請をした。その時に役場の職員から同年3月分の保険料を納付する必要があると知らされ、その場で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年3月から5月ごろに、申立期間の国民年金保険料を、A役場の窓口で納付したと主張しているが、14年4月以降、保険料の収納事務は、社会保険事務所（当時）が一元的に行うようになったため、申立人が同役場で保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立期間当時、住民登録されていた実家の住所地に居住していなかった申立人は、実家には頻繁に帰っていて、自分宛の郵便物を持ち帰っていたが、その中に納付書は無かった旨、証言していることから、納付書により、国民年金保険料を納付していた可能性もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は、見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 13 日から平成 8 年 4 月 21 日まで  
A社に勤務していた申立期間において、会社から受けていた給与の額に比べ、標準報酬月額が著しく低い金額となっている。銀行口座の取引明細書があるので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における銀行取引明細書により、標準報酬月額が不当に低額であると主張しているところ、当該銀行取引明細書からは、給与の手取り支給額は確認できるが、給与明細書等の資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚の標準報酬月額と比較をしても、申立人の標準報酬月額が特段低くなっているとは認められず、当該記録は、<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡もなく、不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、「会社が意図的に標準報酬月額を低く届け出た。」とし、事業主に<sup>かし</sup>瑕疵があったことを主張していることから、当該事業所に照会を行ったが、回答は無く、当時の状況について確認できる関連資料及び、証言を得ることはできなかった。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。



## 栃木厚生年金 事案 940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 38 年 7 月ごろまで  
申立期間については、A事業所、B事業所、C事業所及びD事業所に勤めていた。各社についての詳しい勤務期間は覚えていないが、厚生年金保険に加入していたと思うので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間において、申立人が勤務していたとするA事業所及びC事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。また、B事業所及びD事業所については、社会保険の適用事業所となっていたことは確認できるものの、既に適用事業所ではなくなっており、申立人は、元同僚についても姓しか記憶していないため特定ができず、当時の状況等を確認することができない上、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、「なるべく社会保険完備の会社に就職していた。」と主張しているが、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無、健康保険証の所持等に係る記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>であり、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は申立期間において、新たに勤務していたとしてE事業所、F事業所、G事業所及びH事業所などの事業所名を挙げるなど事業所に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>な上、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人に申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月25日から41年1月1日まで  
ねんきん定期便によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和40年12月25日となっているが、実際には年末まで集金に回っており、翌年1月も業務の引継ぎ等のため何度か出社していた。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した失業保険被保険者離職票によると、申立人に係るA社における雇用保険の離職日は昭和40年12月25日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日であることが確認できる。

また、A社は、昭和57年9月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死去している上、元従業員であるその息子は、「賃金台帳等の資料が一切残存していないため断定はできないが、昭和40年12月25日が退職日であれば、同年同月分の厚生年金保険料は控除していないと思われる。」としている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月2日から28年10月2日まで  
昭和25年5月ごろにA社に入社し、定時制高校に通いながら、28年10月に当該事業所が閉鎖になるまで勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、当該事業所の厚生年金保険の加入記録は2か月しかないとされており納得できない。当時の給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の業務内容及び当該事業所の閉鎖日(昭和28年10月2日)は、オンライン記録における当該事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和28年10月5日)とおおむね合致していることから、申立人が申立期間当時、勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、複数の元同僚等から聴取しても、申立人が申立期間当時、継続して勤務していたとする証言を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同一日に資格喪失している者が申立人を含め16人確認できる上、そのうちの元同僚の一人は、「申立期間当時は、会社の仕事が少なくなり10人くらい解雇になったと思う。」と証言していることから、当該事業所は、何らかの事情により、申立人に係る被保険者資格を喪失させたことがうかがわれる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、同名簿の申立人の被保険者資格の喪失日(昭和26年10月2日)はオンライン記録と一致している。

加えて、複数の元同僚が申立期間当時、社会保険事務を担当していたとして名前を挙げた元同僚は既に死亡している上、当該事業所は昭和49年10月に解

散しており、清算人等が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険に関する加入及び保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 943

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から50年1月20日まで

私は、A社に勤務する前に働いていた会社の期間についての脱退手当金は受給したが、同社に勤務していた期間の脱退手当金は受給していないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間では別の記号番号になっていることが確認できることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給したために新たに記号番号が付番されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に照会しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 944

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。私の妻も一緒に勤務していたところ、妻の厚生年金保険の記録はあるが、私の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の証言から、申立人が、A社に勤務していたことがうかがわれる。しかし、申立人の妻は、申立人とは職種及び勤務場所が違っていたため、申立人の勤務期間については明確には記憶していない旨証言している。

また、当該事業所が保管する人事台帳には、申立人の氏名は確認できない上、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を明確には記憶しておらず、特定することができないため、申立人の勤務実態等についての証言は得られなかった。

さらに、申立人の妻によれば、申立人は、当該事業所を退職した後、B事業所に在籍したとしているが、B事業所C部の回答によると、申立人は、申立期間中の昭和36年8月25日から38年8月24日までB事業所D所に在籍していることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、昭和35年4月から37年5月までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 14 日から 9 年 5 月 1 日まで

申立期間については、A社で仕事をしていた。同社が廃業する直前の平成 9 年 4 月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は 8 年 9 月までとなっており、このような記録には納得がいかない。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務実態について、「嘱託社員に近い扱いで、会社には週に 1 回顔を出すか出さないかだった。当時の従業員も、自分のことを知らないのではないか。」としており、事実、複数の元同僚から聴取しても、「申立人を見かけたことはあるが、社員だったとは知らなかった。社員は毎朝ミーティングで顔を会わせていたが、その場に申立人の姿は無かった。」「社長と申立人は旧知の間柄であり、他の社員とは扱いが違っていたが、どのような雇用契約であったかは、二人の間のことなので分からない。」などとしている上、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の申立期間における勤務状況は明らかでない判断せざるを得ない。

また、A社は、平成 9 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死去している上、経理事務を担当していたとするその妻に照会しても、回答は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与明細書の記載内容は確認していなかったため、厚生年金保険料が控除されていたか否かについては分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで  
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間が抜けている。当時はフルタイムで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚は、「申立人については、中途採用者と思われ、申立期間当時、当該事業所の場合、中途採用者には試用期間があり、試用期間中は社会保険には加入していなかったと思われる。」旨の証言をしている。

また、複数の同僚は、申立期間当時、試用期間があったことは証言しているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、B社に照会したが、「当時の資料が残っていないため不明。」との回答であった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 28 日から 51 年 5 月 31 日まで  
A社において、昭和 50 年 7 月から廃業する平成 8 年 6 月まで継続して勤務しており、長期休業や欠勤等の記憶も無いのに途中で厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。正しい記録に直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当時の経理担当者である申立人の母親は、申立人は申立期間において、勤務していたと思うが、厚生年金保険の加入、保険料控除については、確認できる関連資料が無いことから不明であるとしている。

また、申立人は、申立期間において父親の被扶養者であったことが父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同僚からも、厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。